

令和6年度(第2回) 大分県道路メンテナンス会議

<部会> 道路鉄道連絡会議・跨道橋連絡会議

◇日時： 令和 6年11月18日(月)13時30分

◇場所： 大分河川国道事務所・別館2階会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶 大分県道路メンテナンス会議 会長

3. 議 事

I. 点検実施状況及び修繕着手等の状況

1) 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

- ① 道路メンテナンスに関する取り組みの経緯
- ② 橋梁、トンネル等の修繕等措置の実施状況<<全国>>
- ③ 個別施設計画の策定状況<<全国>>
- ④ 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況<<全国>>
- ⑤ 点検実施者の保有資格の状況<<全国>>

2) 九州・大分県の点検実施状況及び修繕着手率

- ① 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分
- ② 橋梁、トンネル等の修繕等措置の実施状況

II. 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

1) 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

- ① 道路メンテナンス事業補助制度・優先的な支援
- ② 点検支援技術について

2) 九州地方整備局の自治体支援

- ① 直轄診断・修繕代行(呼子大橋・天大橋・樋島大橋)
- ② 溝橋、点検支援技術講習会

III. 道路鉄道連絡会議

4. 意見交換

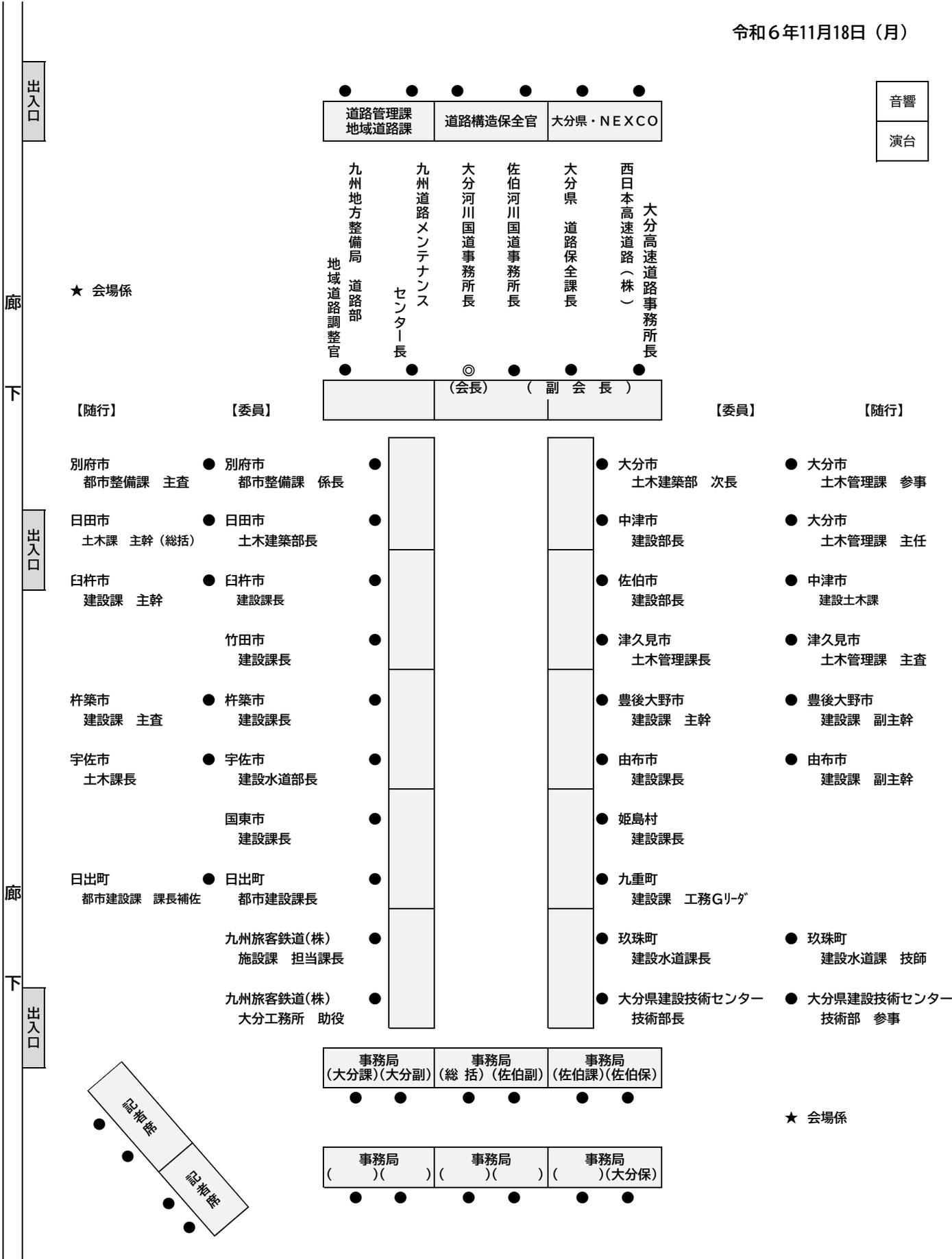
5. 閉 会

	所属	委員			跨道橋（法定外）の管理者			代理出席・随行等				（専門部会（○委員が重複） （△同部署・□他部署）		
		役職等	氏名	出席	担当部課・役職	氏名	出席	役職	氏名	役職	氏名	跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議	技術検討 部会
会長	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	事務所長	谷川 征嗣	●				技術副所長	甲斐 猛	総括保全対策官	柿木 文彦	○	○	△
副会長	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	事務所長	永田 哲也	●				技術副所長	那須 一彦			○	○	△
副会長	西日本高速道路（株）九州支社 大分高速道路事務所	事務所長	立木 英明	●				統括課長	濱崎 貴志			○	○	△
副会長	大分県土木建築部 道路保全課	道路保全課長	成瀬 哲哉	●				防災・保全班 技師	釘宮 泰大			○	○	△
委員	大分市	土木建築部長	姫野 正浩	×	土木建築部 次長 土木建築部 土木管理課長	橋本 陽嗣	代理	土木建築部 次長	橋本 陽嗣	土木管理課 参事 土木管理課 主任	松尾 裕治 長吉 雄平	△	○	△
委員	別府市	建設部長	山内 佳久	×	建設部 都市整備課長	川野 康治	×	係長	造士 智大	主査	時枝 徹	△	○	△
委員	中津市	建設部長	榎本 武	●	商工農林水産部 耕地課長		×	建設土木課	木下 英樹			□	○	△
委員	日田市	土木建築部長	大友 得央	●	土木建築部長 土木建築部 土木課長	大友 得央	代理	主幹（総括）	伊藤 竜一			△	○	△
委員	佐伯市	建設部長	武田 哲寿	●	建設部長 建設部 用地管理課長	武田 哲寿	代理					△	○	△
委員	臼杵市	建設課長	小坂 郡師	●				主幹	工藤 竜也			○	○	△
委員	津久見市	土木管理課長	神河 悦史	●				主査	宮子 雄太			○	○	△
委員	竹田市	建設課長	大塚 幸治	●								○	○	△
委員	豊後高田市	建設課長	馬場 政年	×										△
委員	杵築市	建設課長	太田西一朗	●				主査	未弘 幸稔			○	○	△
委員	宇佐市	建設水道部長	土居 徹	●	土木課長	井元 誠二	●					△	○	△
委員	豊後大野市	建設課長	高橋 欣也	×	建設課長	高橋 欣也	×	主幹	亀井 旭	副主幹	衛藤 崇	□	○	△
委員	由布市	建設課長	衛藤 武	●				副主幹	藤川 栄一			○	○	△
委員	国東市	建設課長	滝口 陽士	●								○		△
委員	姫島村	建設課長	奥 俊二	●										△
委員	日出町	都市建設課長	豊田 博	●				課長補佐	八坂 文敏			○	○	△
委員	九重町	建設課長	武石 哲也	×				工務Gリーダー	五十川 宏			○	○	△
委員	玖珠町	建設水道課長	志津里 薫	●	総務課長		×	技師	浅野 雄哉			□	○	△
オブ ザーバー	公益財団法人 大分県 建設技術センター	技術部長	宇佐野玄太	●				技術部参事	鷲見 孝明					△
	九州旅客鉄道（株） 建設工事部 施設課	担当課長	桑原 大亮	●				大分支社 大分工務所 助役	江上 俊介			○	○	
道路鉄道 連絡会議	国土交通省 九州運輸局 鉄道部 技術・防災課	技術・防災課長	日置 勝幸	×									○	
整備局	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	安仲 努	×				道路構造保全官	岩永 敏孝	道路管理課 技官	吉良 優佑	○	○	△
		地域道路調整官	麻生 宏斉	●				地域道路課 事業係長	大江 信英					
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	センター長	長友 浩信	●								○	○	△
事務局	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課 課長				河野 勲	●	保全対策官	平山 絹一				○	○	△
	国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課 課長				平川 範貴	●	保全対策官	稲田 裕二				○	○	△
	西日本高速道路（株）九州支社 大分高速道路事務所 副所長				横尾 和彦	●						○	○	△
	大分県 土木建築部 道路保全課 参事（総括）				重石 晴康	×						○	○	△

令和6年度大分県道路メンテナンス会議 座席表

【専門部会】 道路鉄道連絡会議・跨道橋連絡会議

令和6年11月18日（月）



- 市町村の三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）に対し、国と大分県が連携して、支援方策等を検討し、それらを活用・調整するため『道路メンテナンス会議』を設置。

現状の問題点

- 三つの課題（人不足・技術不足・予算不足）により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない。

新たな対応策

- 国と大分県が連携し、『大分県道路メンテナンス会議』を設置（平成26年5月26日）
 - 【体制】 ・ 地方整備局（直轄事務所） ・ 西日本高速道路(株) ・ 大分県 ・ 県内18市町村
・ 大分県建設技術センター ・ 九州旅客鉄道(株)大分支社 の部課長等が委員
 - 【部会】 ・ 高速道路・跨道橋・道路鉄道・技術検討（症例検討会）
 - 【役割】（大分県道路管理施設の安全安心の推進）
 - ① 研修・基準類等に関する連絡調整
 - ② 点検・修繕等の促進に関する連絡調整
 - ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
 - ④ 技術的な相談対応
 - 【開催】（定期的な開催により情報共有）
 - ・ H26（3回） ・ H27（3回） ・ H28（2回）
 - ・ H29（3回） ・ H30（3回） ・ R 元（2回）
 - ・ R 2（1回） ・ R 3（2回） ・ R 4（3回）
 - ・ R 5（3回） ・ R 6（3回予定）

大分県道路メンテナンス会議の様子



令和6年度 道路メンテナンス事務局 年間スケジュール (予定)

大分県

月	日	議会	研修	橋梁判定会議	広報
4月	10				
	20				
	30				
5月	10		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●道路メンテナンス会議 (担当国会議) <終了> 5月23(木) 13:00~16:30・整備局 </div>		
	20				
	30				
6月	10	議会			
	20				
	30				
7月	10		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●第1回道路メンテナンス会議 (技術検討部会) ・症例検討会 (大分高専: 山本准教授) <終了> 7月11日(木)13:30・大分河川国道事務所 </div>		
	20				
	30				
8月	10				
	20				
	30		★道路メンテナンス年報 (県別) 公表 8月26日		
9月	10	議会			
	20				
	30				
10月	10		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◆大分県建設技術センターの一研修 <終了> ・10月18日 インフラ点検のポイント【橋梁・トンネル】 ・10月25日 インフラ点検・診断実地研修【橋梁】 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第4回(R6)土木建築フェスタ in 大分駅前 (建設業協会・大分河国・大分県 外) <終了> 10月26日 </div>	
	20				
	30				
11月	10		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●第2回道路メンテナンス会議 (本会議) ・道路鉄道連絡会議、跨道橋連絡会議 <今回> 11月18日(月)13:30・大分河川国道事務所 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【記者発表】 メンテナンス会議の開催 </div>
	20		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◆橋梁点検講習会 (点検支援技術) ・国道210号/庄内大橋 (由布市) ・球体ガードと360°カメラを搭載したドローン <決定> 11月21日(木)13:40 </div>		道路メンテナンス 老朽化対策 パネル展展示 (大分事務所ロビー) (佐伯事務所ロビー)
	30	議会			
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◆インフラ点検支援技術等事例発表会 ・大分県土木建築部 (各土木事務所参加予定) ・開催場所未定 <予定> 11月下旬 </div>				
20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◆橋梁点検講習会 (点検支援技術含む) ・佐伯河川国道事務所 ・国道10号 or 国道57号 <予定> 12月上旬 </div>				
12月	30				
	10				
	20				
1月	30			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 橋梁判定会議 (国・自治体) <予定> 1月中旬 </div>	(道の駅ゆふいん) (道の駅やよい) (道の駅すごう)
	10				
	20				
2月	30		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●第3回道路メンテナンス会議 (技術検討部会) ・症例検討会 (大分高専: 一宮教授、山本准教授) <予定> 2月中旬・大分河川国道事務所 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 橋梁判定会議 (国・自治体) <予定> 2月中旬 </div>	
	10	議会			
	20				
30					
3月	10				
	20				
	30				

凡例



...メンテ事務局以外主催研修



...メンテ事務局主催研修

大分県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、別表—1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
6. 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

(専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

2. 「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
3. 「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
4. 「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。
5. 「専門部会」として、『大分県技術検討部会』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

本規約は、平成30年 7月25日から施行する。

本規約は、令和 4年11月14日から施行する。

(別紙-1)

大分県道路メンテナンス会議 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	豊後高田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
(整備局) 委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	
オブザーバー	(公財)大分県 建設技術センター	技術部長	
	九州旅客鉄道(株) 建設工事部 施設課	副課長	
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

(参考)

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 会則

(名 称)

第1条 本協議会は、「大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」（以下「本連絡協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本連絡協議会は、高速道路の安全性を確保するため、大分県内における高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」という。）の適切な点検、補修の実施及び必要な耐震補強の実施について、高速道路跨道橋の管理者と西日本高速道路株式会社との間で、情報共有の体制を構築するとともに、その対策等に関して必要な事項の、協議調整を図ることを目的とする。

(対象箇所)

第3条 対象箇所は、大分県内の高速道路跨道橋とする。

(業 務)

第4条 本連絡協議会は、その目的を達成するために、対象箇所に係る以下の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- イ) 点検結果、維持管理状況（補修計画、耐震補強等）の共有に関すること
- ロ) 点検、補修及び耐震補強の対策実施にあたっての問題、課題に関すること
- ハ) 上記問題、課題に対する対応策に関すること
- ニ) 高速道路の交通規制計画に関すること
- ホ) 情報共有の仕組みに関すること
- ヘ) その他必要な事項に関すること

(構 成)

第5条 本連絡協議会は、別表－1に掲げる者をもって構成する。

(開 催)

第6条 本連絡協議会は、原則年1回開催するものとする。

2. 前項に定めるもののほか、構成員が必要と認めた場合は、関連する者を招集できるものとする。

(事務局)

第7条 本連絡協議会の事務局は、西日本高速道路株式会社大分高速道路事務所とする。

(雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本連絡協議会の運営に必要な事項に関することは、その都度協議して定めるものとする。

(付 則)

この会則は、平成25年11月15日から施行する。

この会則は、令和4年11月14日から施行する。

(別紙-1)

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 構成員

令和4年11月14日

構成組織		構成員	備考
大分県	道路保全課	参事(総括)	
大分市	土木管理課	課長	
別府市	都市整備課	課長	
中津市	建設土木課	課長	
日田市	土木課	課長	
津久見市	土木管理課	課長	
杵築市	建設課	課長	
宇佐市	土木課	課長	
由布市	建設課	課長	
日出町	都市建設課	課長	
九重町	建設課	課長	
玖珠町	建設水道課	課長	
西日本高速道路(株)	九州支社	保全課長	
西日本高速道路(株)	九州支社 大分高速道路事務所	所長	
西日本高速道路(株)	九州支社 久留米高速道路事務所	所長	

(オブザーバー)

国土交通省	九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
国土交通省	九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
国土交通省	九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	
国土交通省	九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
国土交通省	九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	

事務局	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所
-----	----------------------------

大分県跨道橋連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条第3項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設（ただし、鉄道橋を除く。）とする。

※注： 対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

(協議・調整事項)

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(構 成)

第5条 連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。

2 連絡会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議の運営)

第6条 連絡会議は、会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が努める。

2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

この規約は、平成27年 3月26日から施行する。

この規約は、平成29年 7月18日から施行する。

この規約は、令和 元年10月31日から施行する。

この規約は、令和 4年11月14日から施行する。

(別表)

大分県跨道橋連絡会議 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	大分河川国道事務所長
副 会 長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	佐伯河川国道事務所長
副 会 長	西日本高速道路(株) 九州支社	道路管理者	大分高速道路事務所長
副 会 長	大分県 土木建築部	道路管理者	道路保全課長
委 員	大分県	公園道路	公園・生活排水課長
委 員	大分市	認定外道路	土木建築部 土木管理課長
委 員	別府市	認定外道路	建設部 都市整備課長
委 員	中津市	農道	商工農林水産部 耕地課長
委 員	日田市	認定外道路	土木建築部 土木課長
委 員	佐伯市	認定外道路	建設部 用地管理課長
委 員	臼杵市	認定外道路	建設課長
委 員	津久見市	認定外道路	土木管理課長
委 員	竹田市	認定外道路	建設課長
委 員	杵築市	認定外道路	建設課長
委 員	宇佐市	認定外道路	建設水道部 土木課長
委 員	豊後大野市	認定外道路	財政課長
委 員	由布市	認定外道路	建設課長
委 員	国東市	認定外道路	建設課長
委 員	日出町	認定外道路	都市建設課長
委 員	九重町	認定外道路	建設課長
委 員	玖珠町	認定外道路	総務課長
(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部		道路保全企画官
	国土交通省 九州地方整備局 道路部		地域道路調整官
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター		九州道路メンテナンスセンター長
オブザーバー	大分県 農林水産部	大分県	農村基盤整備課長
(参考)			
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所		総括保全対策官
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所		技術副所長
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所		統括課長
	大分県 土木建築部 道路保全課		参事(総括)

大分県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「大分県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は、第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業。
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する事業。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業。(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

(構 成)

第4条 会議は、別紙に掲げる関係機関をもって構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 本会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は、会議で定める。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

本規約は、令和 4年11月14日から施行する。

(別紙)

大分県道路鉄道連絡会議 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副 会 長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副 会 長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副 会 長	大分県土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
委 員	九州旅客鉄道(株) 建設工事部 施設課	副課長	

(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

オブザーバー	国土交通省九州運輸局 鉄道部	技術・防災課長	
--------	----------------	---------	--

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

大分県技術検討部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大分県技術検討部会」(以下、「技術検討部会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 技術検討部会は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における道路構造物について、道路構造物の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、道路構造物の予防保全・老朽化対策に関する技術力向上を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 技術検討部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路構造物の効率的な点検等を実施する為の情報共有に関する事。
- (2) 道路構造物の技術的課題の情報共有に関する事。
- (3) その他、技術検討部会の運営に会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 技術検討部会は、別紙に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 技術検討部会には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所総括保全対策官、副会長は国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所副所長、大分県土木建築部道路保全課参事、及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所副所長とする。
3. 技術検討部会は、会長の招集により開催するものとし、技術検討部会の進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 技術検討部会には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

(事 務 局)

第5条 技術検討部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課、西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 技術検討部会の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は技術検討部会で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、技術検討部会会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成30年7月25日から施行する。
本規約は、令和4年11月14日から施行する。

(別紙)

大分県技術検討部会 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
副会長	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	副所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	副所長	
副会長	大分県 土木建築部	参事	
委 員	大分市 土木建築部	土木管理課	
委 員	別府市 建設部	都市整備課	
委 員	中津市 建設部	建設土木課	
委 員	日田市 土木建築部	土木課	
委 員	佐伯市 建設部	建設課	
委 員	臼杵市	建設課	
委 員	津久見市	土木管理課	
委 員	竹田市	建設課	
委 員	豊後高田市	建設課	
委 員	杵築市	建設課	
委 員	宇佐市 建設水道部	土木課	
委 員	豊後大野市	建設課	
委 員	由布市	建設課	
委 員	国東市	建設課	
委 員	姫島村	建設課	
委 員	日出町	都市建設課	
委 員	九重町	建設課	
委 員	玖珠町	建設水道課	

(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局	道路部	
	九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	
	公益財団法人 大分県建設技術センター	技術部	

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	保全対策官	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	主幹	

令和6年度(第2回)

大分県道路メンテナンス会議

I.点検実施状況

及び修繕着手等の状況

①. 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

道路のメンテナンスに関する取り組みの経緯

H24.12.2]

- 道路法の改正 [H25.6]
点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

- 定期点検に関する省令・告示 公布 [H26.3.31]
5年に1回、近接目視による点検

- 定期点検 1巡目 (H26~H30)

- 定期点検要領 通知 [H31.2.28]
定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化

- 定期点検 2巡目 (H31~R5)
- 定期点検 3巡目 (R6~)

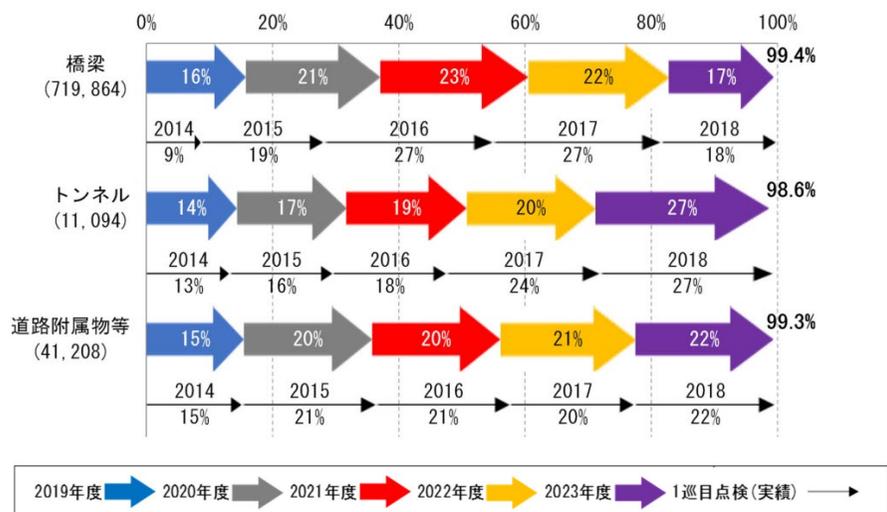
橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《全国》

○全国の全道路管理者の2023年度の点検実施状況は、橋梁：99%、トンネル：98%、道路附属物等※：99%。

○全国全道路管理者の2巡目（2019-2023年度）点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：8%、トンネル：29%、道路附属物：12%。

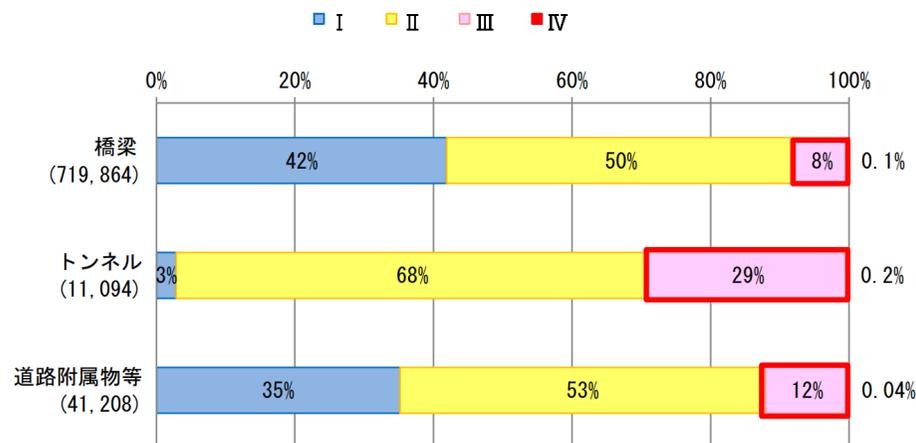
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2巡目点検の点検実施状況(全国版)



※（）内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2巡目点検の点検結果(全国版)



※（）内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

1 巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○全国の橋梁において、2014～2018年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:83%(うち市町村管理:78%)
修繕が完了した割合は、国土交通省管理:82%、地方公共団体管理:66%(うち市町村管理:62%)

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数	点検年度	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					(参考)2022年度末時点		
						0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)	0 (0%)	2014	95%					100%	3,337 (99%)	2,344 (70%)
					2015	90%				100%			
					2016	83%				100%			
					2017	78%				100%			
					2018	65%				100%			
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)	0 (0%)	2014	88%					100%	2,402 (95%)	1,905 (75%)
					2015	93%				100%			
					2016	87%				100%			
					2017	90%				100%			
					2018	74%				100%			
地方公共団体	60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)	10,353 (17%)	2014	80%					90%	46,043 (75%)	34,357 (56%)
					2015	72%				87%			
					2016	67%				83%			
					2017	57%				77%			
					2018	54%				79%			
都道府県 政令市等	19,814	18,238 (92%)	14,298 (72%)	1,576 (8%)	2014	87%					97%	17,770 (89%)	12,974 (65%)
					2015	79%				95%			
					2016	72%				91%			
					2017	62%				87%			
					2018	63%				92%			
市区町村	40,668	31,891 (78%)	25,390 (62%)	8,777 (22%)	2014	75%					85%	28,273 (68%)	21,383 (52%)
					2015	69%				84%			
					2016	64%				80%			
					2017	55%				73%			
					2018	49%				70%			
合計	66,354	56,001 (84%)	44,576 (67%)	10,353 (16%)							51,782 (77%)	38,606 (57%)	

※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和5年度末時点)

↑:2023年度時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるベース

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):80%

1 巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○全国のトンネルにおいて、2014～2018年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:95%(うち市町村管理:81%)
修繕が完了した割合は、国土交通省管理:98%、地方公共団体管理:82%(うち市町村管理:58%)

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)		未着手施設数	点検年度	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					(参考)2022年度末時点		
			うち完了(C)			0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	503			503 (100%)	494 (98%)	0 (0%)	2014	100%					100%
		2015	98%								100%		
		2016	97%								100%		
		2017	97%								100%		
		2018	100%								100%		
高速道路会社	692	692 (100%)	656 (95%)	0 (0%)	2014	97%					100%	687 (99%)	644 (93%)
					2015	98%					100%		
					2016	98%					100%		
					2017	89%					100%		
					2018	84%					100%		
地方公共団体	3,131	2,964 (95%)	2,566 (82%)	167 (5%)	2014	88%					94%	2,880 (91%)	2,402 (76%)
					2015	88%					97%		
					2016	89%					99%		
					2017	83%					96%		
					2018	71%					90%		
都道府県 政令市等	2,315	2,299 (99%)	2,093 (90%)	16 (1%)	2014	98%					100%	2,284 (98%)	2,005 (86%)
					2015	90%					98%		
					2016	92%					100%		
					2017	90%					100%		
					2018	87%					99%		
市区町村	816	665 (81%)	473 (58%)	151 (19%)	2014	67%					83%	596 (72%)	397 (48%)
					2015	70%					85%		
					2016	73%					94%		
					2017	54%					82%		
					2018	52%					78%		
合計	4,326	4,159 (96%)	3,716 (86%)	167 (4%)		完了済 着手済					4,070 (94%)	3,513 (81%)	

※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和5年度末時点)

↑: 2023年度時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるベース

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):80%

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○2巡目点検(2019～2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、
 修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省管理:64%、地方公共団体管理:47%(うち市町村管理:42%)
 修繕が完了した割合は、国土交通省管理:19%、地方公共団体管理:21%(うち市町村管理:20%)

管理区分	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)		想定されるペース※2
					0%	100%	0%	100%	
国土交通省	3,716	2,380 (64%)	713 (19%)	2019	37%	96%	37%	96%	↓
				2020	24%	85%	24%	85%	↓
				2021	17%	69%	17%	69%	↓
				2022	13%	47%	13%	47%	↓
				2023	12%	17%	12%	17%	↓
高速道路会社	2,714	1,223 (45%)	530 (20%)	2019	49%	87%	49%	87%	↓
				2020	25%	63%	25%	63%	↓
				2021	17%	43%	17%	43%	↓
				2022	12%	35%	12%	35%	↓
				2023	11%	8%	11%	8%	↓
地方公共団体計	49,315	23,342 (47%)	10,367 (21%)	2019	39%	66%	39%	66%	↓
				2020	32%	63%	32%	63%	↓
				2021	19%	51%	19%	51%	↓
				2022	9%	31%	9%	31%	↓
				2023	12%	17%	12%	17%	↓
都道府県・政令市等	17,064	9,797 (57%)	3,920 (23%)	2019	44%	78%	44%	78%	↓
				2020	36%	76%	36%	76%	↓
				2021	20%	62%	20%	62%	↓
				2022	9%	44%	9%	44%	↓
				2023	13%	22%	13%	22%	↓
市区町村	32,251	13,545 (42%)	6,447 (20%)	2019	36%	60%	36%	60%	↓
				2020	30%	56%	30%	56%	↓
				2021	18%	46%	18%	46%	↓
				2022	9%	24%	9%	24%	↓
				2023	12%	14%	12%	14%	↓
合計	55,745	26,945 (48%)	11,610 (21%)		21%	48%			

※1. 2巡目(2019年度～2023年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

※2. 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○2巡目点検(2019～2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、
 修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省管理:64%、地方公共団体管理:57%(うち市町村管理:32%)
 修繕が完了した割合は、国土交通省管理:28%、地方公共団体管理:29%(うち市町村管理:11%)

	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)		想定されるペース※2
					0%	100%	0%	100%	
国土交通省	421	269 (64%)	116 (28%)	2019	61%	94%	61%	94%	
				2020	43%	85%	43%	85%	
				2021	18%	63%	18%	63%	
				2022	4%	51%	4%	51%	
				2023	4%	20%	4%	20%	
高速道路会社	421	219 (52%)	128 (30%)	2019	54%	86%	54%	86%	
				2020	43%	80%	43%	80%	
				2021	33%	55%	33%	55%	
				2022	30%	50%	30%	50%	
				2023	2%	6%	2%	6%	
地方公共団体計	2,375	1,360 (57%)	692 (29%)	2019	63%	85%	63%	85%	
				2020	46%	84%	46%	84%	
				2021	34%	74%	34%	74%	
				2022	18%	50%	18%	50%	
				2023	3%	14%	3%	14%	
都道府県・政令市等	1,815	1,179 (65%)	629 (35%)	2019	68%	91%	68%	91%	
				2020	49%	86%	49%	86%	
				2021	37%	78%	37%	78%	
				2022	20%	55%	20%	55%	
				2023	2%	12%	2%	12%	
市区町村	560	181 (32%)	63 (11%)	2019	36%	59%	36%	59%	
				2020	27%	71%	27%	71%	
				2021	13%	45%	13%	45%	
				2022	9%	34%	9%	34%	
				2023	4%	15%	4%	15%	
合計	3,217	1,848 (57%)	936 (29%)		29%	57%			

※1. 2巡目(2019年度～2023年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

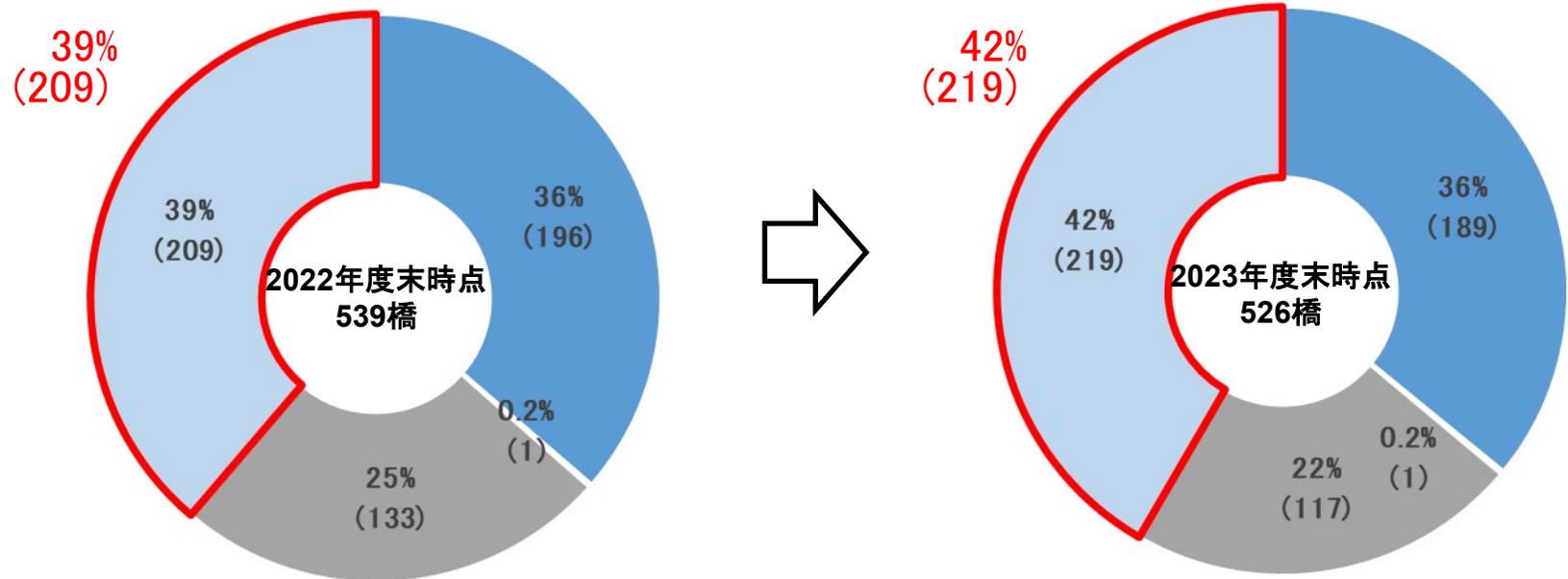
※2. 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《全国》

○2023年度末までに緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された施設の措置状況のうち、措置未完了の施設は526橋となり、前年度より13橋減少している。措置状況が撤去・廃止中(予定含む)の橋梁は全体の42%となっている。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定を含む)

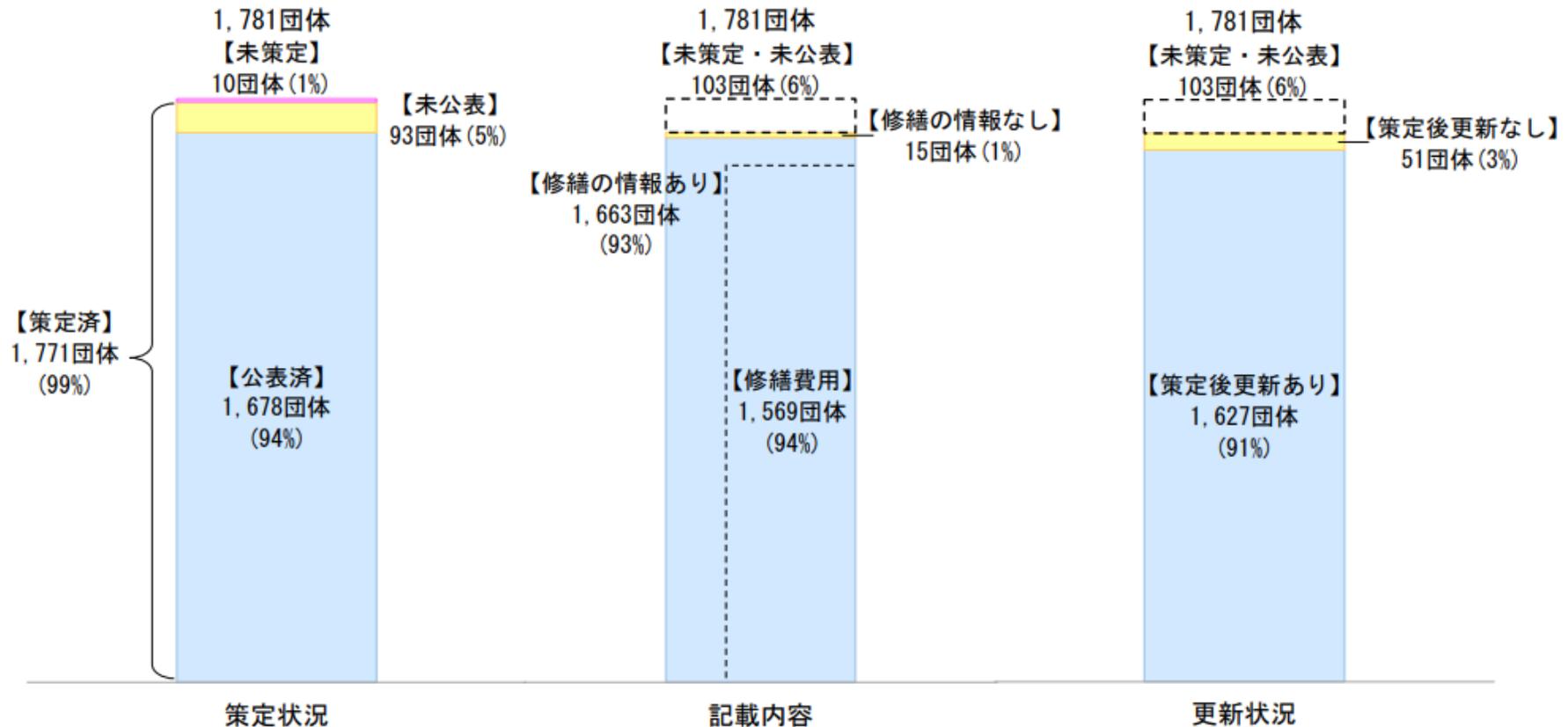
■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む)



橋梁個別施設計画の策定状況(2023年度末時点)《全国》

- 国のインフラ長寿命化基本計画(2013年)では2020年頃までの長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定を目標としていますが、2023年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が10団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は93団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は15団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は51団体。
- 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】



※2024年3月31日時点(国土交通省道路局調べ)

※地方公共団体(1,781団体)の内訳は、都道府県:47団体、政令市:20団体、市区町村:1,714団体(特別区含む)

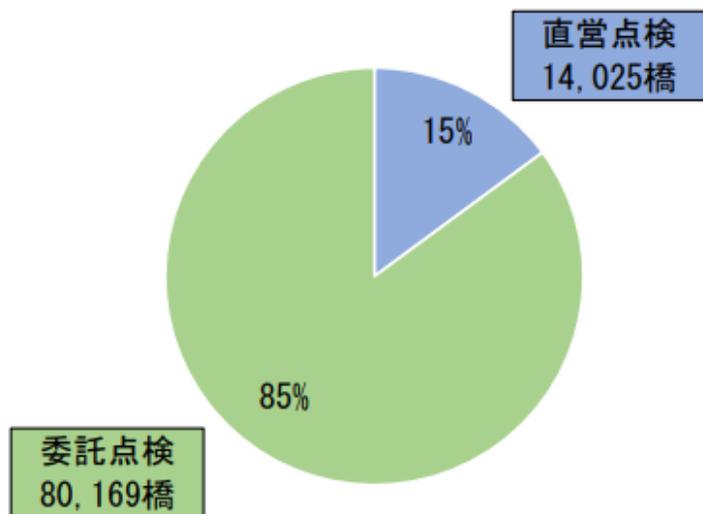
点検実施者の保有資格の状況《全国》

- 2023 年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検（直営点検）を実施した割合は15%となっています。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修※1を受講又は資格※2を保有している割合は47%、研修・資格ともになしは53%となっています。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%となっています。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。

※1 研修：国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習

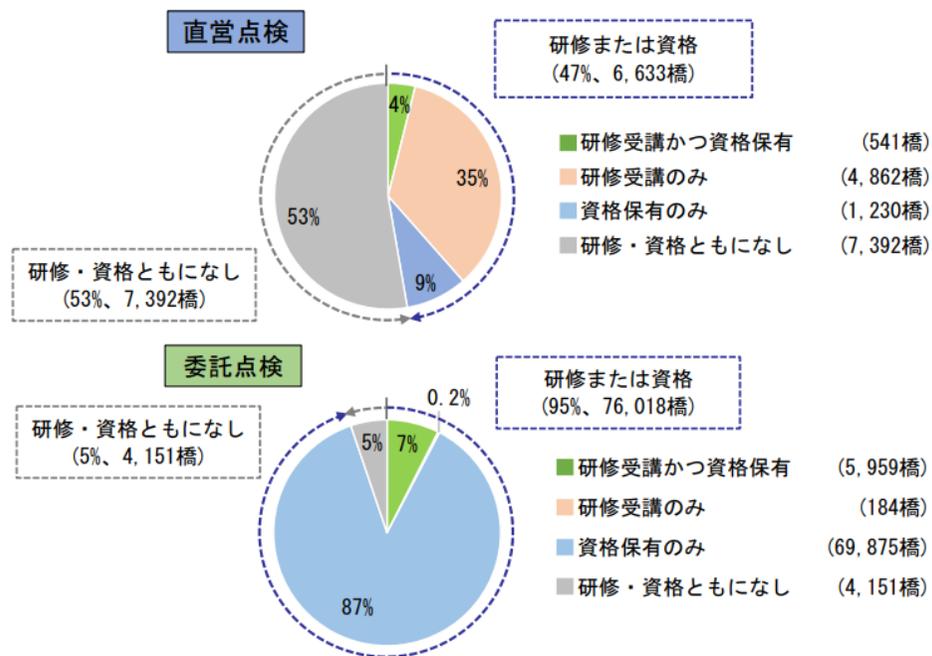
※2 民間資格：国土交通省登録技術資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格）

○ 2023 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



※2023 年度に点検を実施した施設のうち、報告があった94,194 橋を対象に橋梁数ベースで算出。（右図も同様）

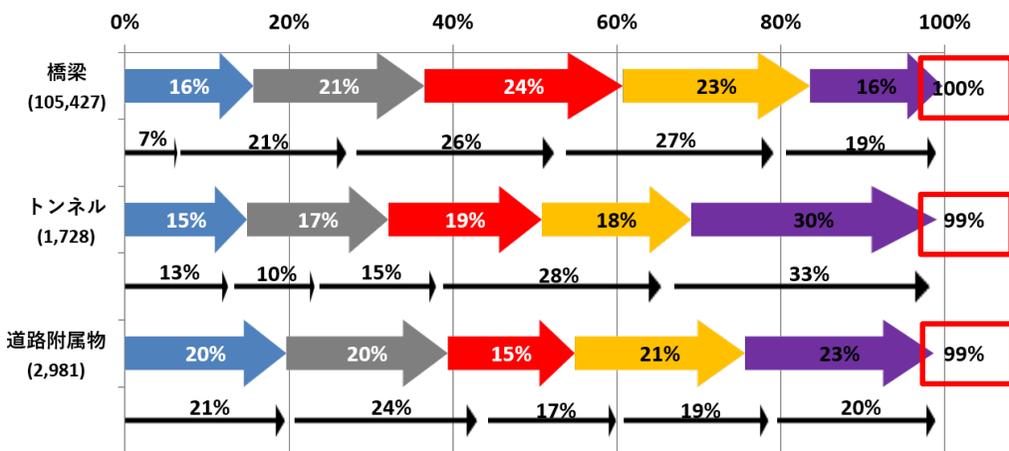
②. 九州、大分県の点検実施状況 及び修繕着手率

橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《九州》

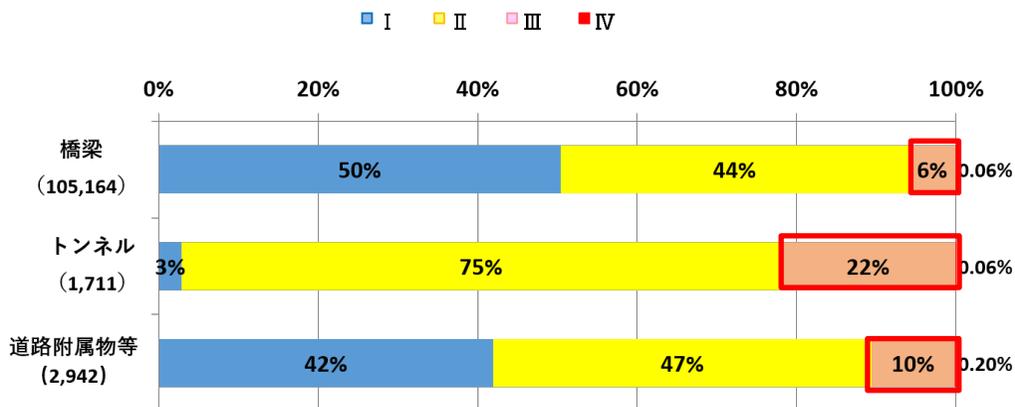
○九州の全道路管理者の2023年度の点検実施状況は橋梁100%、トンネル99%、道路附属物99%。

○九州全道路管理者の2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:6%、トンネル:22%、道路附属物:10%。

2巡目点検の点検実施状況(九州版)



2巡目点検の点検結果(九州版)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※ ()は2巡目に点検を実施した施設数

2019年度 → 2020年度 → 2021年度 → 2022年度 → 2023年度 → 1巡目点検実績(2014~2018年度) →

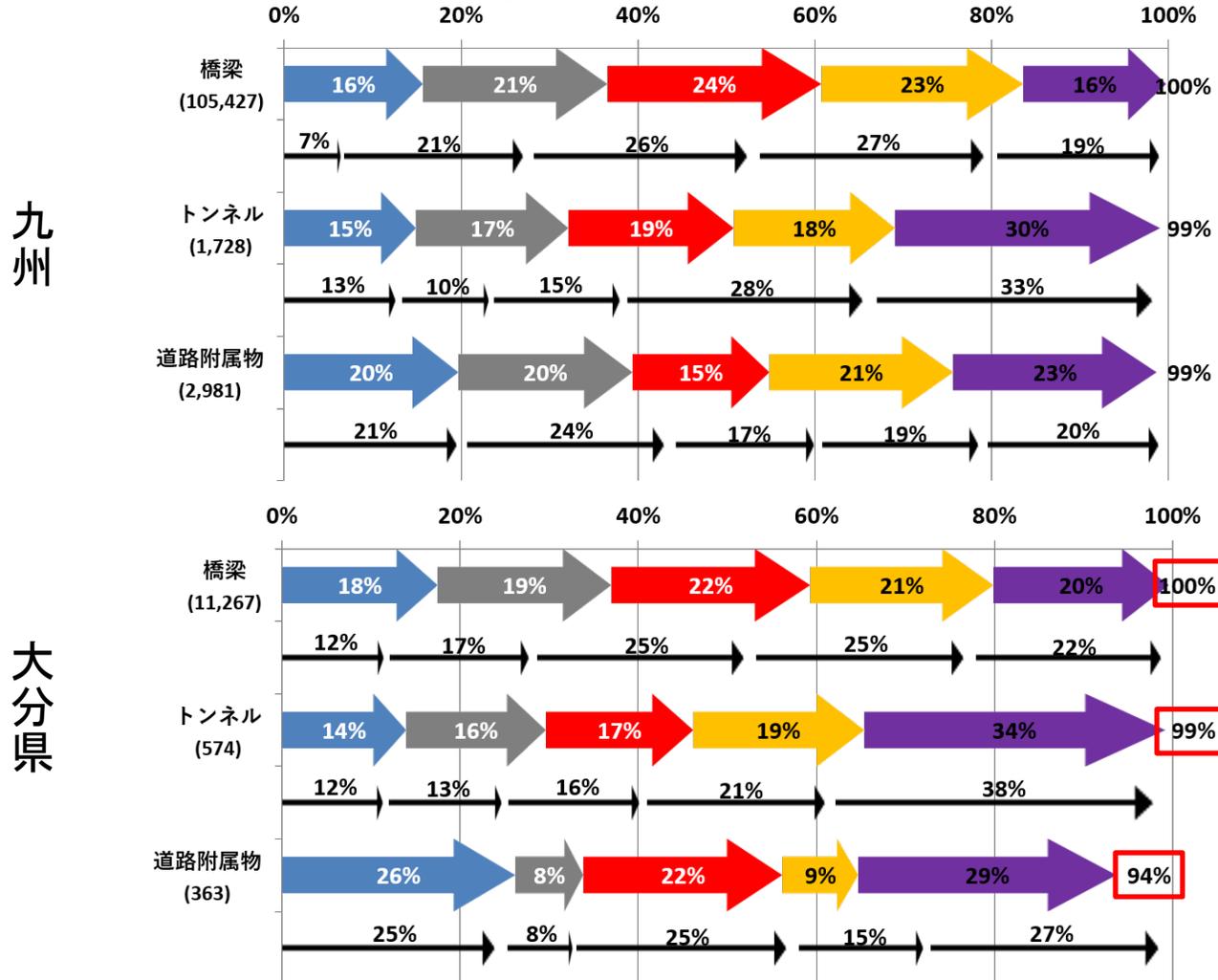
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※ ()は令和5年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
 (撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁、トンネル等の点検実施状況《九州・大分県》

○大分県全道路管理者の2023年度の点検実施状況は橋梁100%、トンネル99%、道路附属物94%程度

2023年度の点検実施状況(全管理者合計)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※()は令和5年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
 (撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く)
 ※道路附属物等: シェッド・大型カルバート
 横断歩道橋・門型標識等

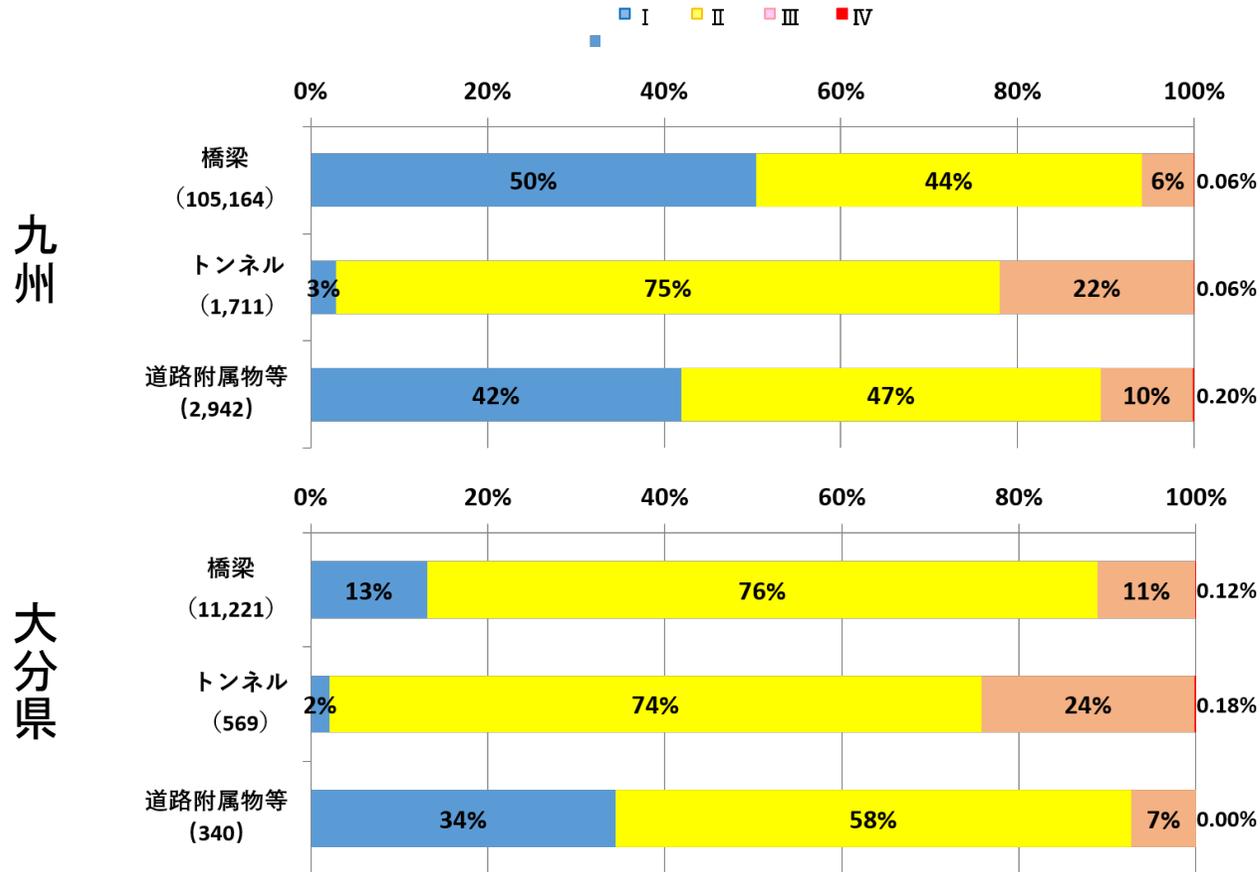
2019年度 → 2020年度 → 2021年度 → 2022年度 → 2023年度 → 1巡目点検実績(2014~2018年度) →

出典: 道路メンテナンス年報(令和6年8月)より作成

橋梁、トンネル等の判定区分状況《九州・大分県》

- 大分県の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が11%(1,236橋)、緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)が0.12%(13橋)
- トンネルでは判定区分Ⅲが24%(137施設)、判定区分Ⅳが0.18%(1施設)
- 道路附属物等では判定区分Ⅲが7%(25施設)

2巡目点検(2023年度時点)の判定区分割合(全道路管理者合計)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※ ()は令和元年度から令和5年度に点検を実施した施設数
 (令和5年度末時点で診断中の施設を除く)

1 巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○大分県の橋梁において、2014～2018年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:99%(うち市町村管理:98%)
 修繕が完了した割合は、
 国土交通省管理:97%、地方公共団体管理:70%(うち市町村管理:63%)

■ 九州

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A)		修繕完了率 (C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	302	302	287	H26年度	97%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	88%	100%	100%	100%
				H30年度	89%	100%	100%	100%
高速道路会社	282	282	275	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	98%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	94%	100%	100%	100%
				H30年度	93%	100%	100%	100%
地方公共団体計	6,988	6,762	5,110	H26年度	88%	99%	99%	99%
				H27年度	79%	98%	98%	98%
				H28年度	73%	97%	97%	97%
				H29年度	67%	96%	96%	96%
				H30年度	59%	94%	94%	94%
県・政令市等	2,001	1,993	1,560	H26年度	93%	100%	100%	100%
				H27年度	82%	100%	100%	100%
				H28年度	79%	100%	100%	100%
				H29年度	73%	100%	100%	100%
				H30年度	68%	99%	99%	99%
市町村	4,987	4,769	3,550	H26年度	86%	98%	98%	98%
				H27年度	77%	97%	97%	97%
				H28年度	72%	96%	96%	96%
				H29年度	65%	95%	95%	95%
				H30年度	53%	91%	91%	91%
合計	7,572	7,346	5,672		75%	97%	97%	97%

■ 大分県

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 D (D/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A)		修繕完了率 (C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	32	32	31	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	100%	100%	100%	100%
				H30年度	83%	100%	100%	100%
高速道路会社	29	29	29	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	100%	100%	100%	100%
				H30年度	100%	100%	100%	100%
地方公共団体計	1,656	1,636	1,162	H26年度	85%	99%	99%	99%
				H27年度	67%	99%	99%	99%
				H28年度	63%	98%	98%	98%
				H29年度	66%	99%	99%	99%
				H30年度	69%	99%	99%	99%
県・政令市等	401	401	374	H26年度	97%	100%	100%	100%
				H27年度	98%	100%	100%	100%
				H28年度	91%	100%	100%	100%
				H29年度	91%	100%	100%	100%
				H30年度	88%	100%	100%	100%
市町村	1,255	1,235	788	H26年度	77%	98%	98%	98%
				H27年度	62%	99%	99%	99%
				H28年度	57%	98%	98%	98%
				H29年度	61%	99%	99%	99%
				H30年度	58%	99%	99%	99%
合計	1,717	1,697	1,222		71%	99%	99%	99%

※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和5年度末時点)

1 巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○大分県のトンネルにおいて、2014～2018年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:99%(うち市町村管理:99%)
 修繕が完了した割合は、
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:80%(うち市町村管理:62%)

■ 九州

	修繕に必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A)		修繕完了率 (C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	44	44	44	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	100%	100%	100%	100%
				H30年度	100%	100%	100%	100%
高速道路会社	53	53 (100%)	53 (100%)	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	100%	100%	100%	100%
				H30年度	100%	100%	100%	100%
地方公共団体計	522	514 (98%)	404 (77%)	H26年度	92%	100%	98%	100%
				H27年度	98%	100%	98%	100%
				H28年度	89%	100%	100%	100%
				H29年度	75%	99%	99%	100%
				H30年度	62%	97%	97%	100%
県・政令市等	349	349 (100%)	310 (89%)	H26年度	97%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	93%	100%	100%	100%
				H29年度	86%	100%	100%	100%
				H30年度	77%	100%	100%	100%
市町村	173	165 (95%)	94 (54%)	H26年度	64%	100%	100%	100%
				H27年度	67%	67%	100%	100%
				H28年度	78%	100%	100%	100%
				H29年度	48%	98%	98%	100%
				H30年度	50%	94%	94%	100%
合計	619	611 (99%)	501 (81%)		81%	99%		

■ 大分県

	修繕に必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A)		修繕完了率 (C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	16	16 (100%)	16 (100%)	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	0%	0%	100%	100%
				H29年度	0%	0%	100%	100%
				H30年度	100%	100%	100%	100%
高速道路会社	8	8 (100%)	8 (100%)	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	0%	0%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	100%	100%	100%	100%
				H30年度	0%	0%	100%	100%
地方公共団体計	195	194 (99%)	156 (80%)	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	86%	100%	100%	100%
				H29年度	67%	98%	98%	100%
				H30年度	72%	100%	100%	100%
県・政令市等	95	95 (100%)	94 (99%)	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	100%	100%	100%	100%
				H28年度	100%	100%	100%	100%
				H29年度	94%	100%	100%	100%
				H30年度	100%	100%	100%	100%
市町村	100	99 (99%)	62 (62%)	H26年度	100%	100%	100%	100%
				H27年度	0%	0%	100%	100%
				H28年度	76%	100%	100%	100%
				H29年度	52%	97%	97%	100%
				H30年度	60%	100%	100%	100%
合計	219	218 (100%)	180 (82%)		82%	100%		

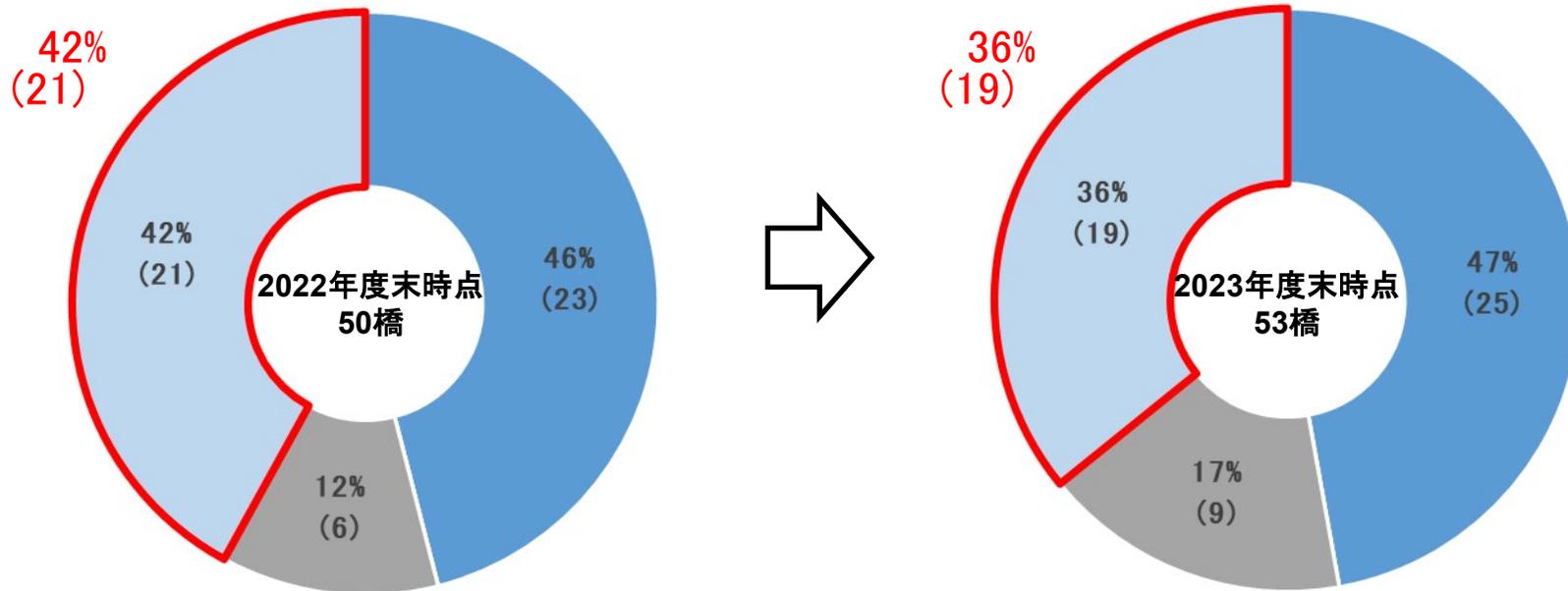
※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和5年度末時点)

判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《九州》

○2023年度末までに緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された施設の措置状況のうち、措置未完了の施設は53橋となり、前年度より3橋増加している。措置状況が撤去・廃止中(予定含む)の橋梁は全体の36%となっている。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定を含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む)



II.点検及び修繕率向上に向けた 自治体支援について

①. 点検及び修繕率向上に向けた 自治体支援について

道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

- ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※2「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5/10×δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名・延長・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【橋梁】

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名・延長・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名・延長・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【道路附属物等】

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

□ **背景・概要** 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援① 「新技術等の活用促進」

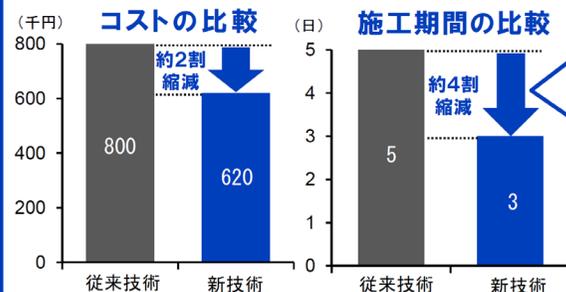
優先支援対象

コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

<p>従来 近接・野帳の記入が必要</p> <p>ボートによる近接目視</p> 	<p>新技術 近接・野帳の記入が不要</p> <p>点検ロボットカメラによる写真撮影</p> 
---	--

※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
 ・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係る**コストや施工期間の削減、安全性の向上が図られる**

溝橋10橋での試算

優先支援② 「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を記載した自治体の事業

<p>〇〇市 橋梁 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】</p> <p>記載内容 ・計画全体の方針 ・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果 ・個別の構造物ごとの事項(諸元、点検結果等)</p>	<p>【集約化・撤去】 (例) 以下の取組を実施することで、令和7年度までに〇〇千万円のコスト削減を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない〇橋の集約化・撤去を目指す 	<p>【新技術等の活用】 (例) 令和7年度までに、管理する橋梁の内〇〇橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して〇千万円のコスト削減を目指す。</p>
--	--	---

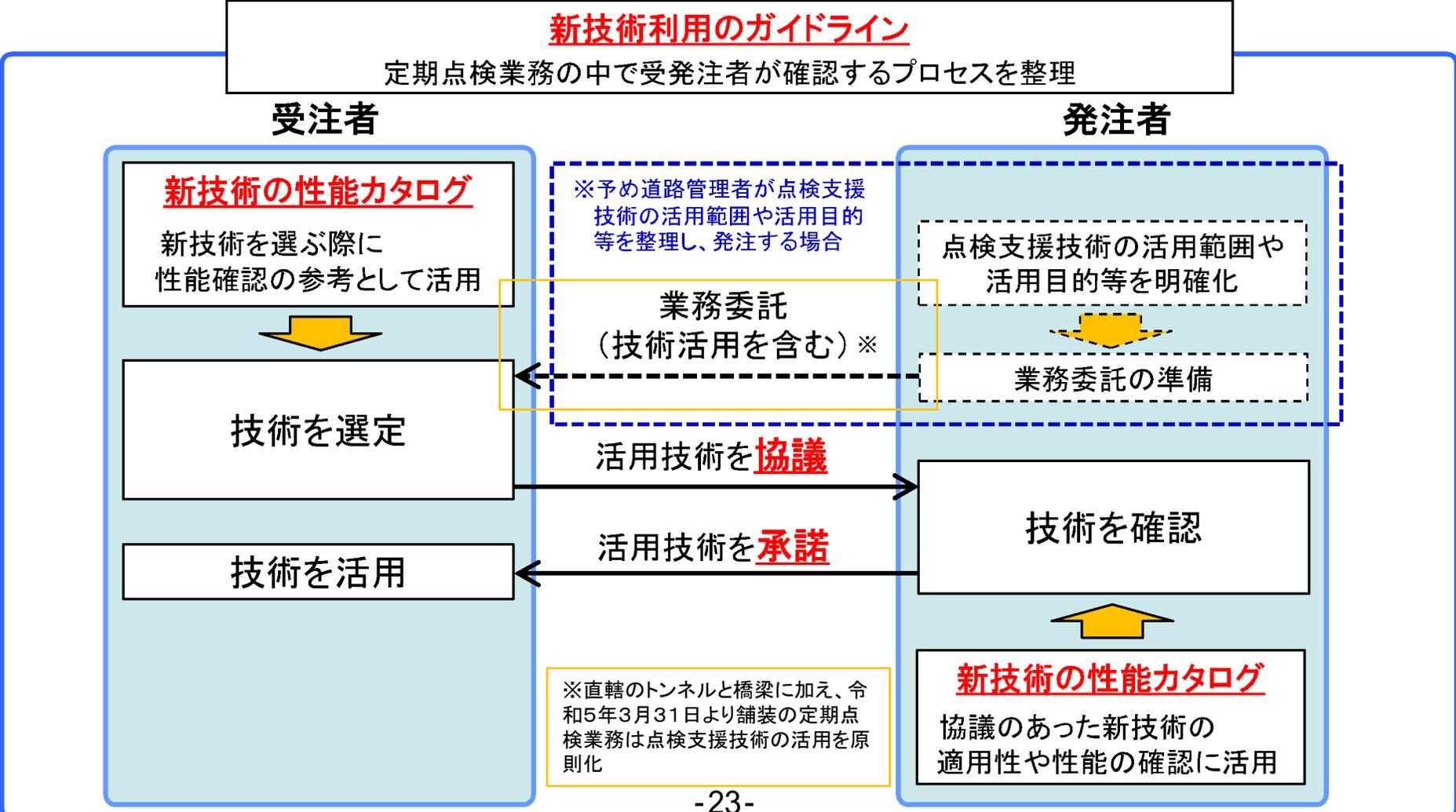
具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

【記載事例】

集約化・撤去	令和2年度点検の結果、 迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について 、今後、周辺状況や利用調査を基に、 令和7年度までの集約化・撤去を目指す ことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる 費用を約6割程度削減することを目指します。
新技術等の活用	2025年(令和7年)までの5年間に 、定期点検を実施する 橋梁3橋については 、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の削減や事業の効率化等の効果が見込まれる 新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト削減を目指します。

新技術利用のガイドライン・新技術の性能カタログの概要

- ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
- 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。



新技術利用のガイドライン・新技術の性能カタログの概要

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。(令和6年4月現在321技術を掲載)
- 直轄国道の橋梁とトンネルの定期点検の一部項目において、令和4年度から点検支援技術の活用を原則化。令和5年度からは原則化項目を拡大。
- 直轄国道の舗装の定期点検においても、令和5年度から点検支援技術の活用を原則化。(カタログの中から一定以上の精度が確認されている技術を選定)

<主な掲載技術>

【橋梁・トンネル】(H31.2 ~) 【土工】(R5.11 ~)

画像計測

- ・橋梁 : 72技術
- ・トンネル : 38技術
- ・土工 : 8技術



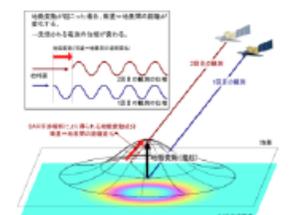
ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握



MMS※1を活用した
斜面・のり面点検



衛星SAR等を活用した
道路土工点検及び防災点検※2

※1 MMS(モービルマッピングシステム) ※2 国土地理院ウェブサイトより出典

非破壊検査

- ・橋梁 : 42技術
- ・トンネル : 25技術
- ・土工 : 3技術



AEセンサを利用した
PCグラウト充填把握



レーダーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

- ・橋梁 : 61技術
- ・トンネル : 18技術



光ファイバーセンサによる
橋梁モニタリング



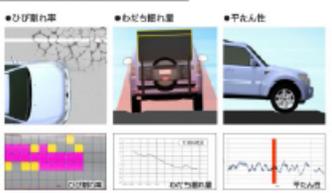
トンネル内附属物の
異常監視センサ

データ収集・通信(・4技術)

【舗装】(R4.9 ~)

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

- ・30技術



AIによる自動判定



スマートフォンによる路面性状判定

【道路巡視】(R5.3 ~)

ポットホール・区画線の摩耗・建築限界の超過・標識隠し

- ・20技術



スマートフォンによるポットホール検知



ドライブレコーダーによる
区画線の摩耗判定

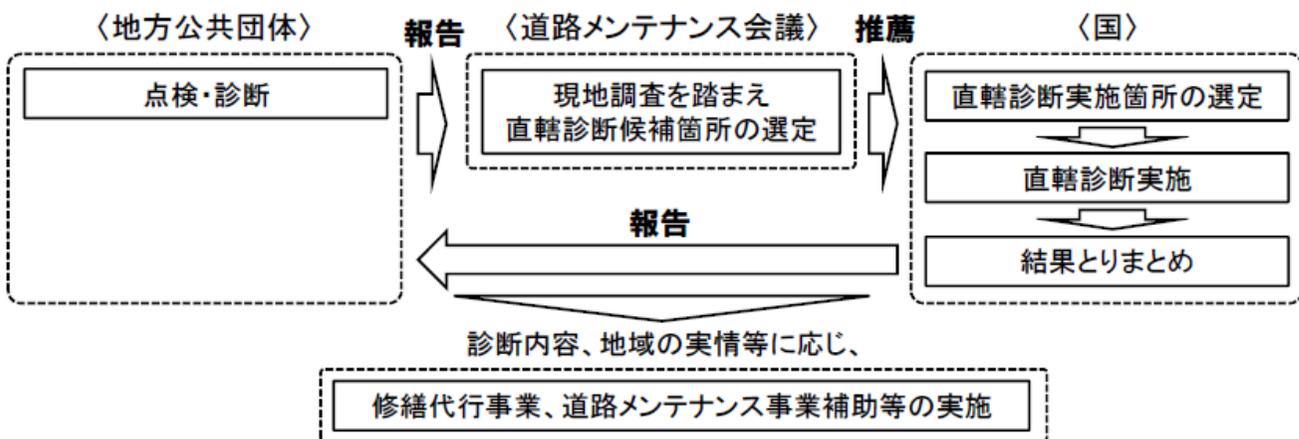
※国土交通省HPより

②. 九州地方整備局の自治体支援

直轄診断・修繕代行について

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県蓮恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H27年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉢橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
H30年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業
R1年度	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業
	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業
R2年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業
R2~3年度	鶴舞橋(奈良県奈良市)	修繕代行事業
R4年度	伊達崎橋(福島県伊達郡桑折町)	修繕代行事業

【直轄診断実施箇所】

■仁方隧道(広島県呉市)



覆工コンクリートの剥落・貫通ひびわれ

■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)



-26- 下部工のひび割れ

直轄診断実施箇所の選定基準

○直轄診断の実施箇所は、以下の①～④の選定基準をすべて満たすものを対象

- ①当該施設の点検・診断・修繕に関し、**複雑な構造**を有する場合、**劣化損傷の形態**が**特異**な場合などの理由により**高度な技術力**等を要すること

例えば、以下のような構造物

- ・吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋等の**特殊な構造物・大規模構造物**
- ・急峻な谷間に存在するなど、**高度な機械力を要する構造物**
- ・アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、**診断・修繕に高度な技術力を要する構造物**
- ・**建設後50年以上**を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、施工方法等の**詳細が不明な構造物**

- ②上記に対し、当該**地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと**
- ③当該施設が**社会的に影響の大きな路線に位置するもの**
- ④地方公共団体**自らが実施した**点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること。

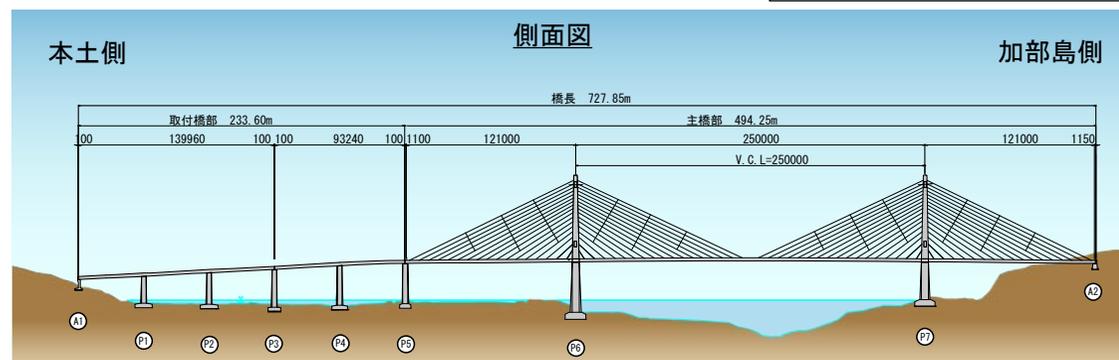
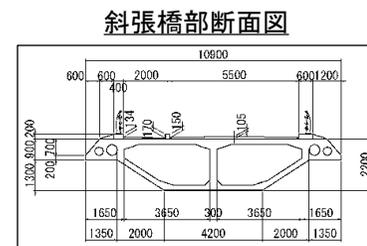
直轄診断・修繕代行(呼子大橋:佐賀)

○佐賀県唐津市が管理する呼子大橋（PC箱桁橋・PC斜張橋、橋長728m）において、平成27年度に九州で初めての直轄診断を実施し、平成28年度より修繕代行に着手

【呼子大橋の概要】



所在地：佐賀県唐津市呼子町殿之浦
 路線：市道呼子大橋線
 供用年：1989年（平成元年）



▲呼子大橋全景写真



道路メンテナンス技術集団による現地調査
 -28-

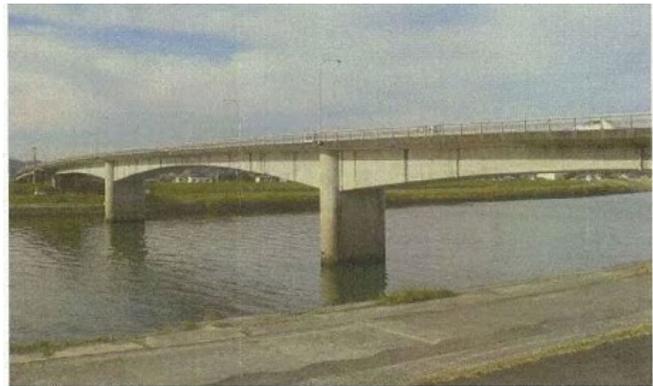
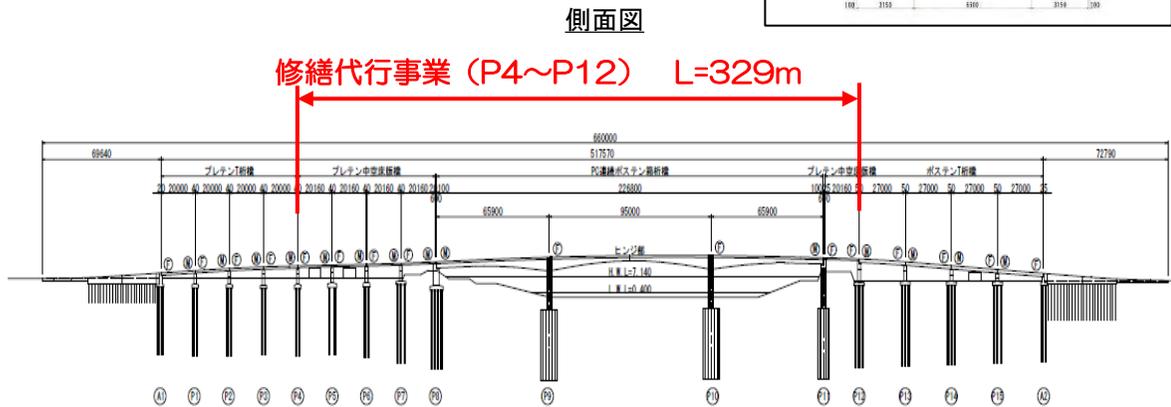
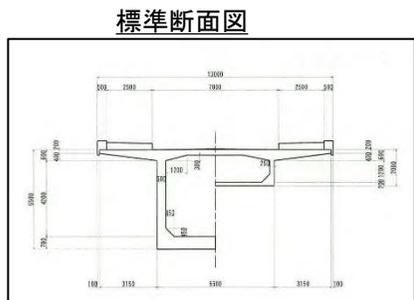
唐津市副市長等への
 調査状況報告

直轄診断・修繕代行(天大橋:鹿児島)

○鹿児島県薩摩川内市が管理する天大橋（橋長518m）において、平成30年度に直轄診断を実施し、令和元年度に修繕代行新規事業化



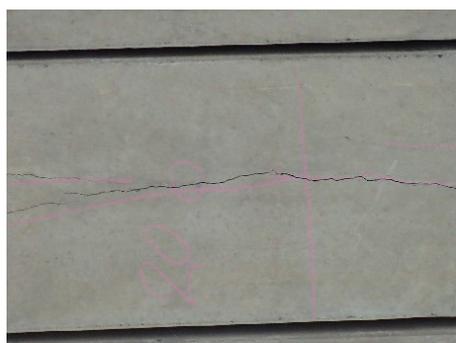
所在地：鹿児島県薩摩川内市平佐町
 路線：市道 隈之城高城線
 供用年：1984年（昭和59年）



▲天大橋全景写真



▲直轄診断 (H31.2.19)



▲上部工（床版下面）のひび割れ



▲中央ヒンジ部の垂れ下がり

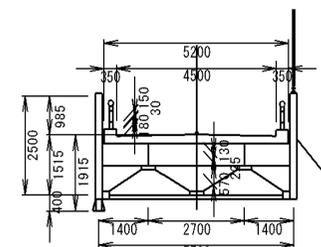
直轄診断(樋島大橋:熊本)

○熊本県上天草市が管理する樋島大橋（橋長290m）において、今年度直轄診断に着手

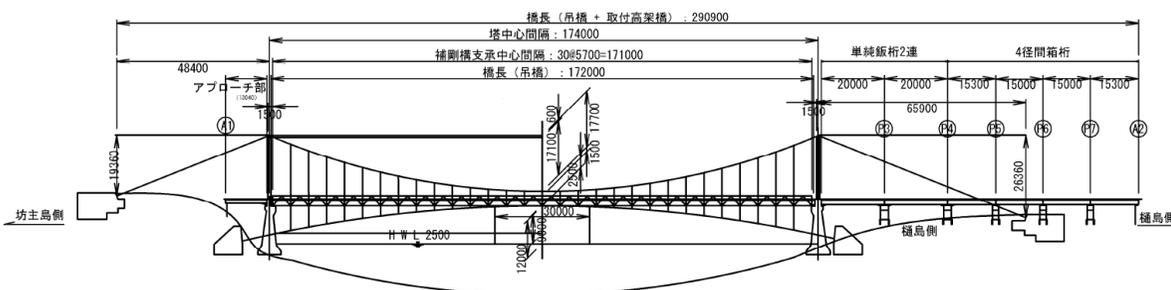


所在地：熊本県上天草市龍ヶ岳町
 路線：市道坊主島下桶川線
 供用年：1972年（昭和47年）

標準断面図



側面図



▲樋島大橋全景写真



▲道路メンテナンス技術集団による現地調査

溝橋の定期点検実務講習会の開催について（R1からの継続）

- 「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、各都道府県道路メンテナンス会議主催による現地講習会を開催する。

○ 実施概要

対象者：国・地公体職員、コンサルタント技術者

場 所：地公体（都道府県）管理の橋梁から各都道府県内1箇所程度を選定

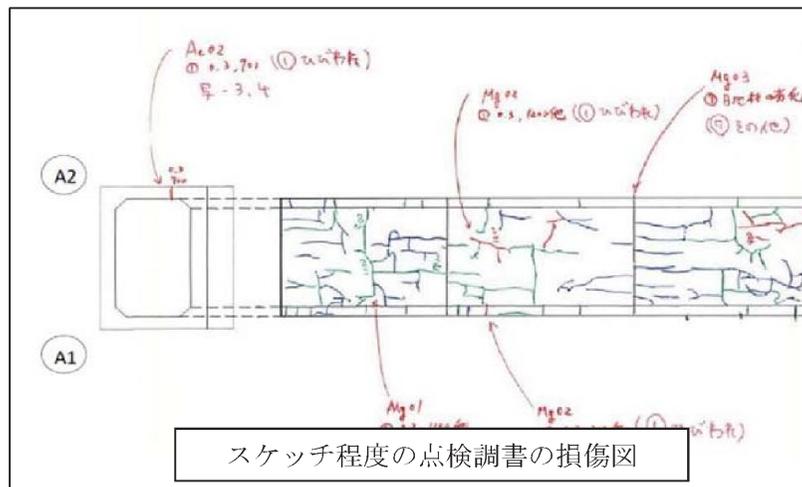
主 催：各都道府県道路メンテナンス会議（都道府県単位で開催）

内 容：特定の溝橋の参考資料の座学、現場での実演（全3時間程度）



○ 主な説明ポイント

- ① 2名体制による現地点検作業の実施。
- ② 対象となる損傷や部位が限定的であることの説明（溝橋 6損傷）。
- ③ 近接目視の代用として援用機器の採用。（画像等の援用など、例えば自撮り棒の活用）
- ④ 点検調書はスケッチ程度の損傷図で記録。
- ⑤ 前回調書を活用した効率的な点検。



点検支援技術活用講習会の開催について（R1からの継続）

- 地方公共団体の点検支援技術に対する理解を深め、定期点検業務の中での技術の活用方法や留意点等に関する知見を習得し、自らの定期点検に反映してもらうことを目的に講習会を開催。
- 講習会は各県の道路メンテナンス会議を通じて開催。

《実施概要》

対象者：地方公共団体・点検従事者(コンサル等)
場 所：地方公共団体が管理する構造物

《講習会での説明内容》

- 地方公共団体が定期点検の中で点検支援技術を円滑に活用できるよう、技術活用の流れや留意点等について説明
- ・ 点検支援技術を活用する流れ
（ガイドライン、性能カタログの活用方法等）
- ・ 技術の活用目的の整理、技術の選定方法
- ・ 事前準備（関係機関への届出等）
- ・ 現地調査（実機での調査）
- ・ 成果の活用、点検調書等への記録
- ・ 意見交換



現地調査のイメージ

点検支援技術等体験研修会

インフラ点検支援技術等 体験研修会のご案内

目的

ドローン・ロボット・センサー・AI技術を活用したインフラ点検支援技術等の研修/展示・体験会



日時

令和6年2月16日(金) 13:30~15:45 研修会(100名様、要申込み)
[13:00~13:30 受付]
13:30~17:00 展示・体験会(自由参加)

場所

大分県大分市『レゾナックドーム』
研修会 : B1-406会議室
展示・体験会: 西ゲート側ホワイエ
<https://www.oita-sportspark.jp/access>



内容

先端技術を活用した、
・橋梁やトンネル等のインフラ点検支援技術に関する研修会
・インフラ点検支援技術やドローン等の展示・体験会

共催

大分県土木建築部
大分県ドローン協議会 測量・点検・調査分科会

申込方法

◆研修会: 研修会事務局において研修会の参加申込みを受け付けます。
◆展示・体験会: 参加申込み不要ですが、必ず会場入り口にて名刺のご提出又は、
受付係にご記入をお願いします。
建設コンサルタンツ協会 CPD認定申請予定です。対象は、研修会のみです。

申込み・お問合せ先

◆研修会事務局: 大分県土木建築部 道路保全課 担当: 小松、上野
(申込受付) TEL: 097-506-4584 E-mail: a17150@pref.iota.lg.jp

◆展示会事務局: 大分県ドローン協議会 担当: 山田(西日本ロボット・ドローンセンター)
TEL: 097-578-7811 E-mail: info@wj-rdc.jp

実施日: 令和6年2月16日(金)

実施場所: レゾナックドーム大分(大分県大分市)

参加者:

行政機関(県・市町村等) 44名
大分県建設技術センター 5名
測量設計コンサルタンツ協会 26名 計75名



↑
展示・体験会

← 点検支援技術
の紹介

道路鉄道連絡会議

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div data-bbox="663 506 1139 606" data-label="Text"> <p style="text-align: center;">道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p> </div>	<div data-bbox="797 706 1015 806" data-label="Text"> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> </div>	<div data-bbox="963 828 1191 992" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="1212 828 1440 992" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="1522 378 1709 471" data-label="Text"> <p style="text-align: center;">跨道橋 連絡会議</p> </div>	<div data-bbox="1813 378 1999 471" data-label="Text"> <p style="text-align: center;">道路鉄道 連絡会議</p> </div>
直轄						<div data-bbox="1512 521 1730 656" data-label="Text"> <p style="text-align: center;">【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> </div>	<div data-bbox="1771 521 2030 592" data-label="Text"> <p style="text-align: center;">【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p> </div>
公社						<div data-bbox="1512 692 1719 778" data-label="Text"> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> </div>	<div data-bbox="1802 692 1999 778" data-label="Text"> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> </div>
都道府県 市区町村						<div data-bbox="1502 842 1730 992" data-label="Image"> </div>	<div data-bbox="1792 842 2020 992" data-label="Image"> </div>
道路 法外	その他	個別協議			_____	_____	
	鉄道	<div data-bbox="383 1235 901 1320" data-label="Text"> <p style="text-align: center;">道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】</p> </div>	<div data-bbox="963 1235 1160 1320" data-label="Text"> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> </div>	<div data-bbox="1253 1199 1460 1342" data-label="Image"> </div>	_____	_____	

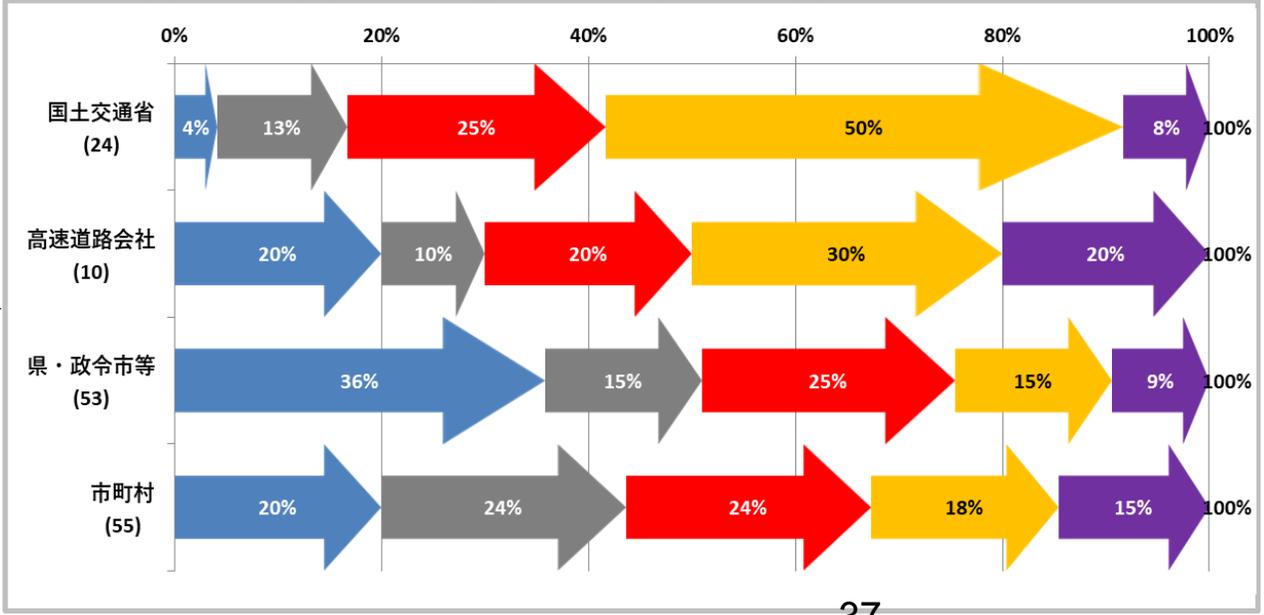
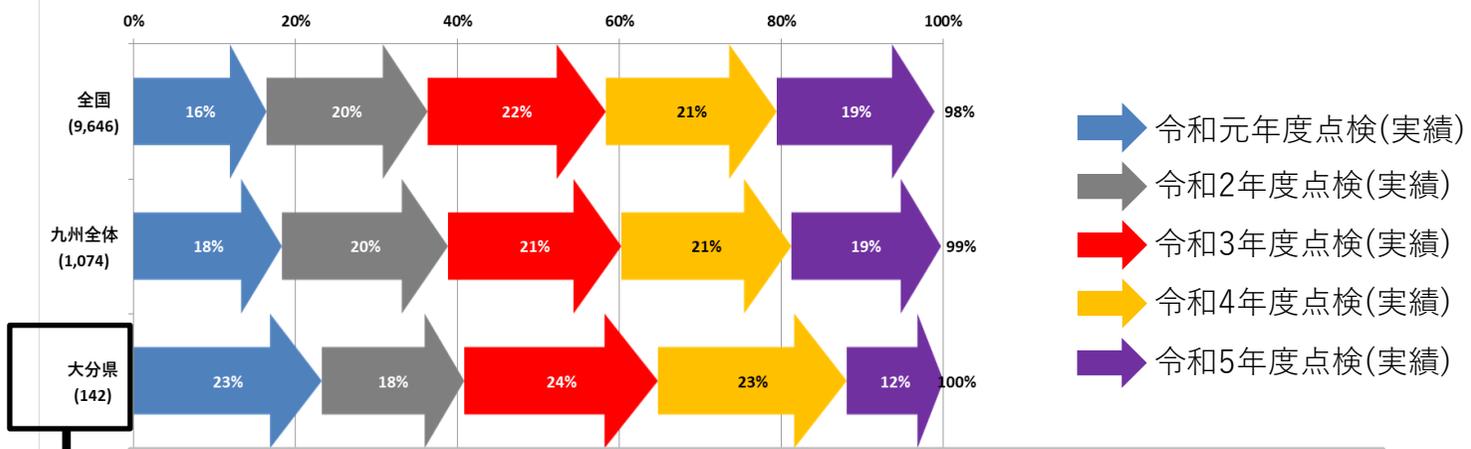
跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
 - (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
 - (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
 - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の2巡目点検実施状況《九州・大分県》

○跨線橋における2巡目の点検実施率は九州は99%、大分県は100%



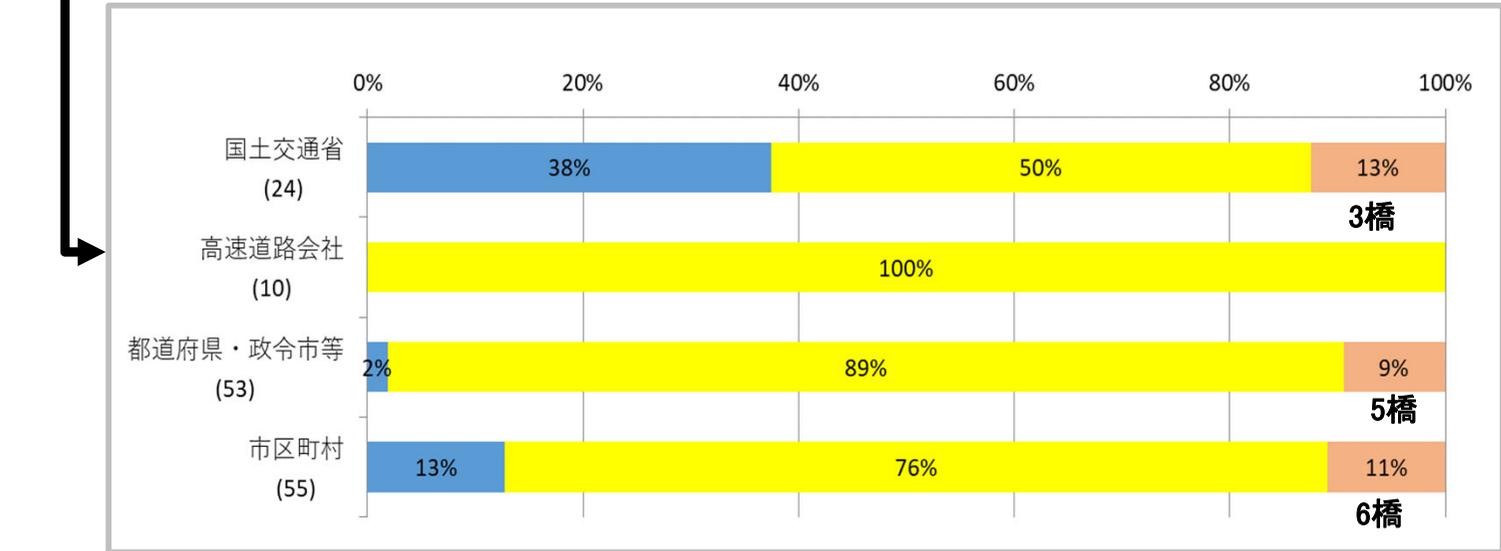
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※()内は、令和5年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
 (令和5年度末時点で診断中の施設を除く)

出典：道路メンテナンス年報(令和6年8月)より作成

跨線橋の判定区分状況(R1～R5点検)《九州・大分県》

○九州の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が18%(193橋)

○大分県の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が10%(14橋)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()内は、令和5年の点検対象施設数

出典：道路メンテナンス年報(令和6年8月)より作成